

給付奨学生採用候補者の自宅外通学証明書の進学前受付について

日本学生支援機構の給付奨学金の自宅外月額金額の支給について、初回振込日からの振込を希望される方については、以下にお問い合わせください。
申込に必要な手続きについて、ご案内いたします。

【対象者】

給付奨学生として採用候補者に決定している方のみ

※採用区分が「第Ⅳ区分（理工農）」と「多子世帯区分」の方を除く

【初回振込日】

①令和8年4月21日（火）

※進学届を4月7日（火）までに提出した場合

②令和8年5月15日（金）

※進学届を4月8日（水）から4月21日（火）までに提出した場合

【申込期限】

令和8年3月6日（金）17：00 まで

【問い合わせ先】

日本大学文理学部学生課（03-5317-8597）

※平日 9：00～17：00 土曜日 9：00～13：00

【注意】

- ・自宅外通学の定義や要件については、日本学生支援機構のサイト（[自宅外通学の取扱いについて | JASSO](#)）にて確認してください。
 - ・給付奨学金（新制度）においては、「自宅外通学」を証明する書類（以下「自宅外証明書類」という。）の審査を受け、不備なく審査完了後から自宅外通学と認められた月まで遡って自宅外月額を支給を受けることができます。
- ただし、自宅外証明書類が速やかに提出されない場合など、届出が入居日から3か月以上経過している場合は、自宅外通学開始月ではなく届出の属する月から自宅外月額への変更となります。